（第１面）

様式第１－１号

**仙台市杜の都防災力向上マンション(防災性能)認定申請書**

　　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

申請者　〒　　　－

住　所

申請者名※

代表者名

電話番号　　　　　－　　　　－

標記の認定を受けたいので、仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度要綱第９条の規定により、下記のとおり関係図書を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物名称及び戸数 | | 建物名称 | 戸数　　　 戸 |
| 建物所在地  （地名地番） | | 仙台市　　　　　区  （仙台市　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 建築確認番号・年月日 | | 年　　月　　日　　第　　　　　　　　　　　号 | |
| 建物の性能  ※いずれかの□にレを記載 | | □　 昭和５６年６月１日以降の建築確認 | |
| * 建築物の耐震改修の促進に関する法律の第１７条の認定を   受けた計画に従い耐震改修を実施 | |
| * 建築物の耐震改修の促進に関する法律の第２２条の認定 | |
| 住宅以外の用途 | | 無　・　有（店舗・事務所・その他） | |
| 構造 | 構　　造 | 造（一部　　　　　　　造） | |
| 規模 | 階　　数 | 地上　　　階　・　地下　　　階　・　塔屋　　　階 | |
| 工事着手予定日 | | ※計画の認定を受けようとする場合のみ記載  　　　　　　年　　　月　　　日 | |
| 工事完了日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 確認事項  ※確認後、□にレを記載 | | 現在当該申請にかかるマンションは  □耐火建築物です。  □建築基準法又は消防法に違反を理由とする是正指導等を受けていません。  □申請建築物の建設に関して訴訟は起きていません。 | |

※ 認定の申請者欄は、事業者または管理組合等（マンション管理組合、自治会、自主防災組織等）の名称をご記入ください

※ 認定後に、仙台市ホームページへの掲載を希望しない場合は、申し出ください

（第２面）

添付資料

　　１　既存のマンションに係る申請に必要な書類（要綱第９条第1項に規定する場合）

（１）防災性能説明書（様式第１－２号）

（２）建築基準法第６条および同条の２に規定する確認を受けた建築物であることを証する書類

（３）建築基準法第７条および同条の２に規定する完了検査を受けた建築物であることを証する書類

（４）昭和56年5月以前に建築確認を受けた建築物の場合は以下のいずれかの写し

①要綱第７条第二号の場合は，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第１７条第３項の規定に基づく認定書及び認定に基づく改修工事に関する工事契約書

②要綱第７条第三号の場合は，法第２２条第２項の規定に基づく認定書

（５）登記事項証明書（建物）

（６）位置図（方位を明記したもの）

（７）配置図

（８）平面図（要綱第８条第二号並びに第三号に定める箇所の寸法，面積等を明記したもの）

（９）立面図又は断面図（二面以上）

（10）現況写真（建物外観及び要綱第８条第二号並びに第三号に定める箇所の状況が判断できるもの）

（11）前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

　　２　建築工事完了前のマンションに係る申請に必要な書類（要綱第９条第２項に規定する場合）

（１）防災性能説明書（様式第１－２号）

（２）建築基準法第６条および同条の２に規定する確認を受けた建築物であることを証する書類

（３）位置図（方位を明記したもの）

（４）配置図

（５）平面図（要綱第８条第二号並びに第三号に定める箇所の寸法及び面積等を明記したもの）

（６）立面図又は断面図（二面以上）

（７）前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

様式第１－２号

**防災性能説明書**

　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 建物名称 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 認定基準 | チェック欄  (特記事項) |
| 建物の性能  (いずれかを選択) | 昭和56年6月1日以降の建築確認 | □ |
| 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第17条に基づき認定された計画に従って耐震改修を実施 | □ |
| 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第22条に基づく認定 | □ |
| 非構造部材の落下防止 | すべての窓（通常人が通行する部分の上部に限る。）について，安全ガラスを使用すること。又は、ベランダ設置等の落下防止措置を講じること | □ |
| 防災備蓄倉庫設置  (高層階住戸への配慮) | 避難場所のある階及び各住戸のある階から最長歩行距離5層以内ごとに防災備蓄倉庫を設置すること  （一戸当り0.05㎡以上、かつ災害発生時に容易に備蓄品が取り出せる構造とすること） | □ |
| 避難場所の確保  (集会室・エントランス等) | 避難階に集会室又は区画可能なオープンスペースを確保すること  （一戸当り0.5㎡以上、かつ最小面積30㎡） | □ |
| 耐震ドアの設置 | 耐震対策が行われている玄関ドアを設置すること（JIS A 4702に規定するＤ-３等級以上）。ただし，免震建築物の場合は省略できる | □ |
| エレベーター対策 | 地震時管制運転装置を設置すること | □ |

その他の防災上の取り組み（仙台市ホームページへ掲載する場合があります。）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |